

成田市

概要版

次世代育成支援 行動計画



平成17年3月
成田市

はじめに

近年、わが国では、急速な少子化の進行、核家族化やひとり親家庭の増加、近隣との人間関係の希薄化など、子どもを取り巻く環境は大きく変わり続け、子育ての負担感や不安感が増大しています。

このような状況の中、本市の子どもをめぐる現状を踏まえ、次代を担う子どもを安心して産み育てることができるまちづくりをめざし、「市民みんなで支える 楽しい子育てのまち」を基本理念に、「成田市次世代育成支援行動計画」を策定いたしました。

計画を推進していくにあたっては、子どもの視点を大切にし、行政と市民が連携・協働するばかりでなく、行政、家庭、学校、地域、企業がそれぞれの役割を果たし、より一層互いに連携・協力し、一体となって各種施策に取り組んでいくことが求められております。市民のみなさまには、より一層のご支援とご協力をお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたり、アンケート調査にご協力いただきました多くの市民のみなさまをはじめ、数々の貴重なご意見、ご提言をいただきました成田市保健福祉審議会の委員のみなさま、臨時委員のみなさまに心からお礼を申し上げます。

平成 17 年 3 月

成田市長 小林 攻

成田市次世代育成支援行動計画とは…

計画策定の趣旨

現在、わが国では急速な少子化が進んでいます。急速な少子化は労働力人口の減少や社会経済の活力の低下、現役世代への社会保障負担の増加など、さまざまな影響が考えられます。

こうしたなか、平成 15 年 7 月に「次世代育成支援対策推進法」が制定されました。この法律は、すべての都道府県、市町村及び 300 人を超える従業員を有する企業が、次世代育成支援対策推進のための行動計画を策定することを義務づけています。

また、地域における子育て支援の強化を図るため、「児童福祉法の一部改正」が行われました。

こうした背景のもと、次代を担う子どもと子育て家庭への支援策として、子どもが生まれ、成長する過程を総合的に支援するための「成田市次世代育成支援行動計画」を策定しました。

計画の性格

この計画は、「次世代育成支援対策推進法」第 8 条に基づく行動計画として位置づけます。上位計画の「成田市総合計画」、「成田市総合保健福祉計画」はじめ、各種関連計画との整合性を図り策定しています。

計画の実施にあたっては、行政のみならず家庭や地域、保育園、幼稚園、学校、企業等が一体となり、次世代育成支援対策に関する取組を推進します。

なお、この計画において「子ども」とは、概ね 18 歳未満としています。

計画の期間

「次世代育成支援対策推進法」は、平成 17 年度から前期、後期の各 5 年間、合わせて 10 年間の集中的・計画的な取組を促進するために制定されました。

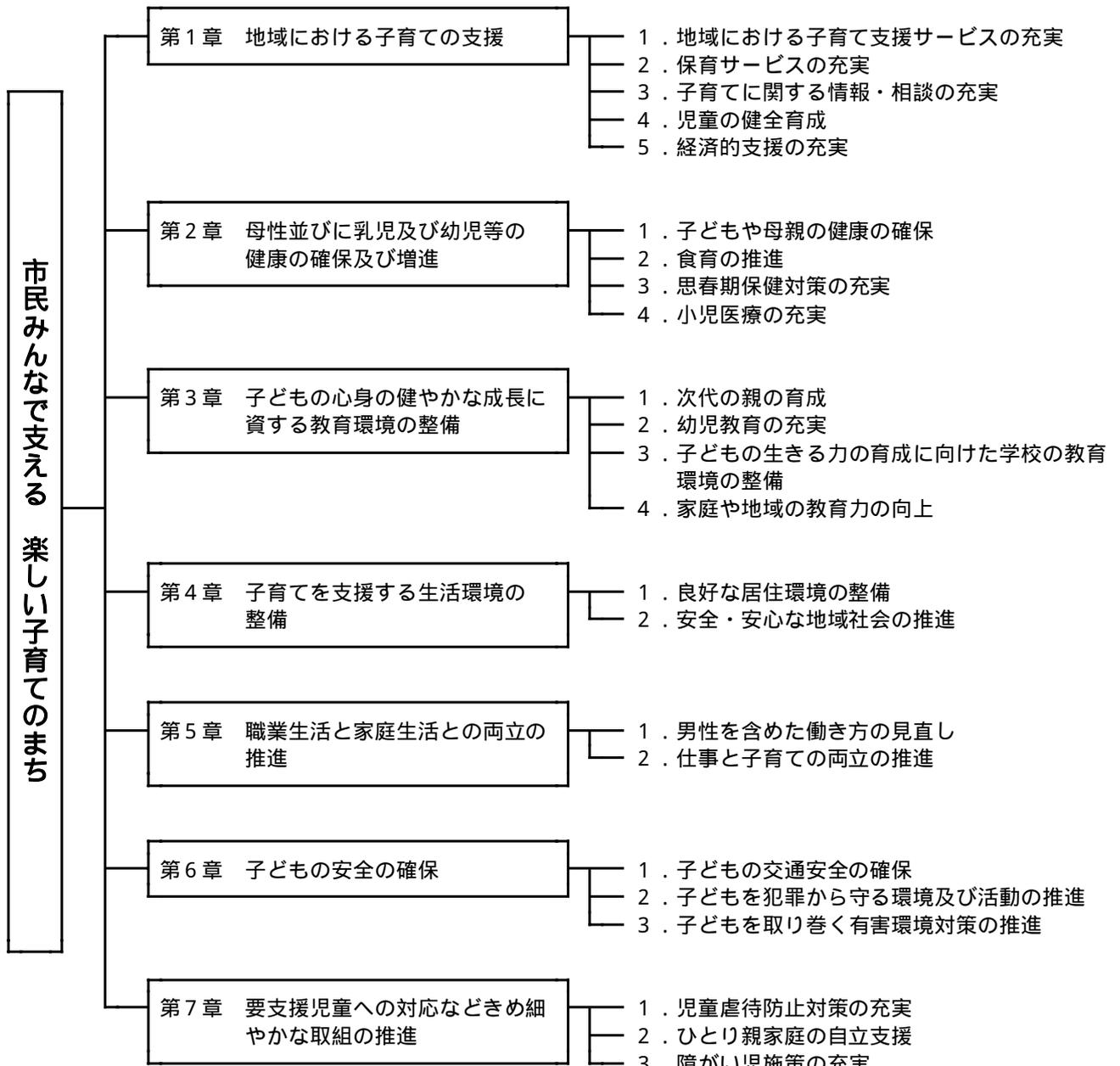
H17	18	19	20	21	22	23	24	25	26
前期計画									
				見直し	後期計画				

■ 成田市次世代育成支援行動計画の体系

〔基本理念〕

〔基本目標〕

〔基本施策〕



第 1 章

地域における子育ての支援



地域における子育て支援サービスの充実

1. 地域子育て支援センター

地域子育て支援センターは、すべての子育て家庭のための親子の交流の場であり、仲間づくりを行うとともに、子育ての楽しみを広げる場として、また、子育て不安に対する相談・指導、情報提供、子育てサークルへの支援などを行っています。

本市では、子ども館内の*なかよしひろば、赤荻保育園（青空ゆめひろば）、宗吾保育園の3カ所を地域子育て支援センターとしていますが、集まりやすい地域の拠点を新たに設置していくことが課題となっています。

また、地域における子育て支援の中核的な役割を果たすものであるため、地域により密着した事業展開を図り、子育て家庭への支援に努めます。

◇主要事業◇

- 地域子育て支援センターの周知
- 地域子育て支援センターの開設
- 総合的な子育て情報窓口の設置
- 子ども館の機能向上
- 特色ある地域子育て支援センターの充実

〔目標事業量〕

	現状(平成16年度)	目標(平成21年度)
地域子育て支援センター	3カ所	5カ所

*なかよしひろば

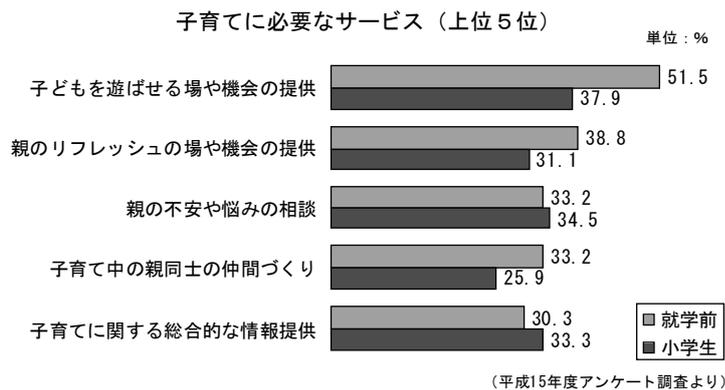
平成17年2月1日、旧保健センターを全面改修し、「成田市子ども館」としてオープン。1階を小・中高生の居場所として「ふれあいひろば」、2階を就学前の親子を支援する場として「なかよしひろば」とした。

2. 子育て支援交流事業

アンケート調査結果では、子育てに必要なサービスとして「子どもを遊ばせる場や機会の提供」を就学前及び小学生とも1位にあげています。

身近なところで気軽に利用できる親子の居場所づくりを進めるため、保育園や児童ホーム等の活用を図ります。

また、親の育児力を高めることにつながる子育てサークルの積極的支援に努めます。



◇主要事業◇

- 保育園の地域開放
- 児童ホームの開放
- 地域による子育て支援
- 子育てサークルの支援
- 子ども館の機能向上（再掲）

3. 一時保育事業

本市では、保育園に入園していない家庭について、保護者の就労形態や保護者の傷病、入院等の緊急時等の理由で一時的に保育に欠ける状態となってしまった子どもを対象に、一時保育を公立1園、私立2園で実施しています。

一時保育事業の利用は増加の傾向にあり、アンケート調査の結果からも要望が多いものとなっています。保護者の就労形態や緊急時、育児疲れなど、すべての利用に対応できるよう整備を図ります。

◇主要事業◇

- 一時保育事業の充実

〔目標事業量〕

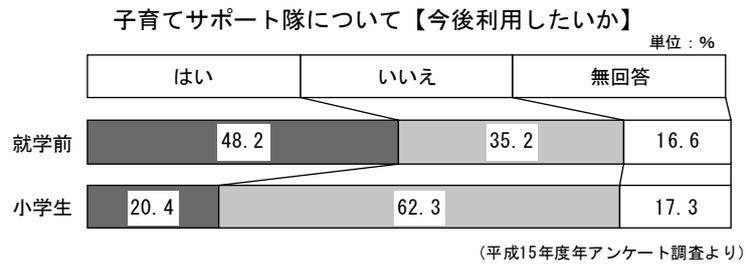
	現状(平成16年度)	目標(平成21年度)
一時保育事業(定員1日当たり)	22人	80人
一時保育事業(施設数)	3カ所	8カ所

4. ファミリー・サポート・センター

ファミリー・サポート・センターは、育児の援助を受けたい人と協力したい人が会員となり、相互に援助活動を行うものですが、本市では、既に成田市社会福祉協議会の自主事業として子育てサポート隊が結成され、同様のサービスを提供しています。

アンケート調査結果では、今後、子育てサポート隊を「利用したい」とする利用意向は、就学前の親では5割近い回答となっています。子育てサポート隊の利用日や利用時間等を拡大する等の対応を協議していく必要があります。

こうしたニーズを踏まえ、成田市社会福祉協議会による子育てサポート隊を、市民による相互援助組織として機能充実の支援を図ります。



◇主要事業◇

- ファミリー・サポート・センターの設置

〔目標事業量〕

	現状(平成16年度)	目標(平成21年度)
ファミリー・サポート・センター	0カ所	1カ所

保育サービスの充実

1. 多様な保育サービスの提供

女性の社会進出や就労形態の変化に伴って、保育園の入園児数は増加を続けており、本市の保育園の定員充足率（入園児数÷定員）は、平成15年度では98.4%とほぼ100%に近い状況になっています。また、地域により子ども数に偏りがあることや、年度途中からの入所希望が多いこと、さらには、乳児及び低年齢児の保育への利用ニーズが高いことなどから、地域によっては入所が難しいといった面もみられます。

一方、保育サービスに対するニーズは、曜日、時間数、時間帯など多岐にわたる傾向にあることから、多様な保育サービスの提供に向けた体制整備を図ります。

①延長保育

本市の延長保育は、公私立の全園で実施しています。

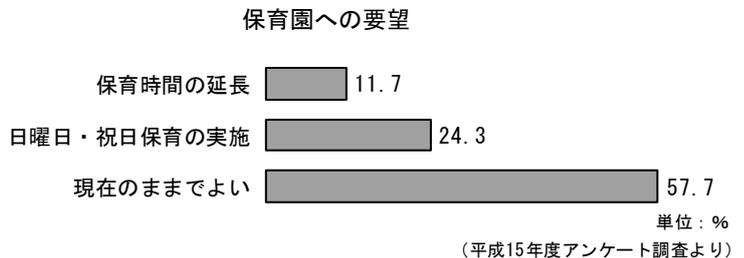
近年、女性の社会進出や就労時間が長くなっていることに伴い、利用者が増加傾向にあるとともに、就労状況の多様化、特に本市では、シフト勤務の空港関連就業者が多いことなど、調査の結果を踏まえ、さらに延長保育の充実を図る必要があります。

②休日保育

日曜、祝日などの親の勤務などにより、子どもが保育に欠ける場合などに対応した休日保育は、本市では現在行っていない。

しかし、アンケート調査結果では、保育園への要望として「日曜日・祝

日保育の実施」が24.3%と「保育時間の延長」を上回る要望となっています。親などが安心して就労するためにも必要性は高まりつつあります。

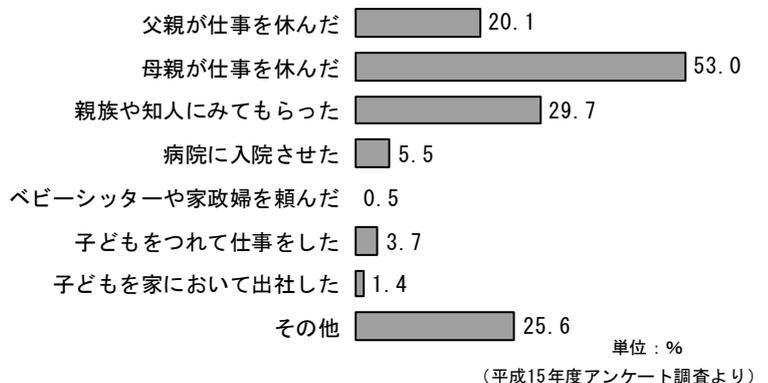


③病後児保育

病後児保育は、病気回復期にある子どもが親の就労等の理由から保育を受けることができない場合に、保育園や病院、または診療所に開設する保育室において保育するものです。

本市では、こうした病後児保育を実施していませんが、アンケート調

査結果では、子どもが病気で保育園等を休んだ時の対処方法としては、「母親が仕事を休んだ」、「親族や知人にみてもらった」、「父親が仕事を休んだ」などが多く、親が安心して就労するためにも環境整備を図る必要があります。



④家庭保育制度・留守家庭児童保育員紹介制度

家庭保育制度は、共稼ぎ世帯の増加などに対応し、生後 43 日以上 3 歳未満の乳幼児を保育員の家庭で 20 日以上預かる制度です。また、留守家庭児童保育員紹介制度は、小学 1 年生から 3 年生を対象とした家庭の保育に欠ける児童への児童保育員の紹介制度です。

◇主要事業◇

- 公立保育園の管理運営の充実
- 私立保育園の開設
- 乳児・低年齢児受入れ枠の拡充
- 延長保育事業の充実
- 休日保育事業の実施
- 病後児保育の施設整備
- 家庭保育事業・留守家庭児童保育員紹介制度の周知と充実

[目標事業量]

	現状(平成 16 年度)	目標(平成 21 年度)
通常保育事業(入所定員)	1,523 人	1,600 人
通常保育事業(施設数)	15 カ所	16 カ所
延長保育事業<午後 7 時まで>(定員)	143 人	177 人
延長保育事業<午後 7 時まで>(施設)	11 カ所	12 カ所
延長保育事業<午後 8 時まで>(定員)	18 人	22 人
延長保育事業<午後 8 時まで>(施設)	4 カ所	5 カ所
延長保育事業<午後 9 時まで>(定員)	10 人	11 人
延長保育事業<午後 9 時まで>(施設)	3 カ所	4 カ所
休日保育事業(定員)	0 人	160 人
休日保育事業(施設)	0 カ所	2 カ所
病後児保育サービス(定員)	0 人	12 人
病後児保育サービス(施設)	0 カ所	2 カ所

注) 延長保育は延べの数字である。

2. 保育の質の向上

保育サービスの提供にあたっては、子ども一人ひとりの成長・発達に応じたきめ細やかな保育と、保育園の子育て支援機能を充実することが必要となっています。

保育スタッフについては、保育士等の職員研修が事業計画に沿って行われていますが、今後も積極的に時代に合った研修を推進していく必要があります。また、保育サービスに対する苦情の解決、改善につなげていくことも必要となっています。

◇主要事業◇

- 保育スタッフ研修の充実
- 苦情解決体制の充実

子育てに関する情報・相談の充実

1. 子育て情報の充実

子育て支援活動は、保育園や幼稚園をはじめ、地区保健推進員、民生委員・児童委員、主任児童委員などにより幅広く行われ、その活動とあわせて子育て支援情報も提供されています。また、「なりた子育て情報紙」を作成し、広報紙などとあわせ、市民への周知に努めています。

今後も、出産・育児を控えた家庭への情報提供から、妊娠、思春期までの幅広い子育て情報や、保健福祉サービスについて情報を的確に得ることができるよう、提供体制の充実を図ります。

◇主要事業◇

- 情報提供の推進
- 子育てマップの作成
- 子育て情報紙の作成
- インターネットの活用
- 子育て情報窓口の充実

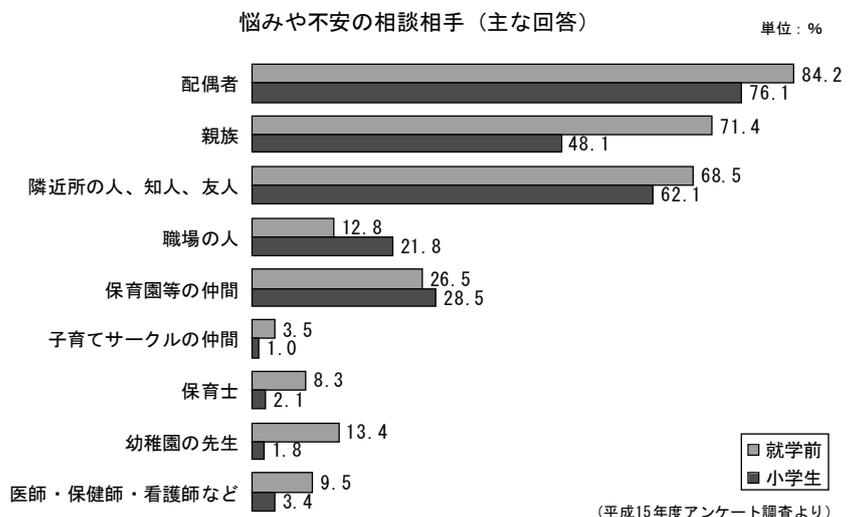
2. 子育て相談体制の充実

アンケート調査結果では、子育ての相談相手は「配偶者や親族」、「隣近所の人」、「知人・友人」といった自身の身近な人に相談する親がその大半を占めています。さまざまな情報があふれるなかで、的確な情報を得ることができるよう、また、専門的な相談にも対応できる体制が必要となっています。

本市では、健康増進課による

母子相談事業をはじめ、児童家庭課による家庭児童相談室、地域子育て支援センターや各保育園に相談窓口をおき、各地域においては民生委員・児童委員、主任児童委員などがそれぞれ相談活動を行っています。

子育て家庭が気軽に安心して相談することができるよう、各種相談窓口や相談活動の充実を図るとともに、子育て支援に関する相談窓口の整備を図ります。



◇主要事業◇

- 各種相談窓口の充実
- 相談員の資質の向上
- 総合的相談窓口の整備

児童の健全育成

1. 児童ホームの充実

児童ホームは、昼間保護者のいない低学年児童の健全育成を図ることを目的として設置され、放課後や土曜日、長期休暇中の遊びや生活の場として利用されています。

現在、ほとんどの児童ホームは定員を超えて対応しており、地域によっては待機児童が生じています。

地域の実情に合わせて児童ホームの整備を推進します。また、あわせて指導員の資質の向上に努めます。

◇主要事業◇

●児童ホームの整備

●指導員の資質の向上

〔目標事業量〕

	現状(平成16年度)	目標(平成21年度)
児童ホーム(入所定員)	475人	650人
児童ホーム(施設数)	9カ所	15カ所

2. 体験・交流事業の推進

今の子どもたちは、地域の人たちや自然とふれあう機会が減少し、地域も子どもを育てる力をなくしつつあります。このため、地域において子どもたちが自主的に参加し、自由に遊び、体験することのできる機会が求められます。

本市では、成田国際文化会館を拠点とした「ヤングスペースなりた」、公民館による「子ども体験学習セミナー」などを通して、子どもや親子の自然体験活動、子どもの芸術文化、交流活動等の各種教室やイベントを実施しています。

今後は、児童館の整備をはじめ、放課後等における子どもの居場所づくりを推進します。また、親子のふれあいや子どもたちの体験・交流機会の提供や地域特性に応じた各種事業の活発化を図ります。

◇主要事業◇

●子どもの居場所づくり

●地域子ども教室推進事業の推進

●児童館の整備

●子どもの体験学習・交流事業の充実

●子ども会活動の促進

3. いじめや不登校などへの対応

本市では、いじめや不登校などに関して、教育相談室や家庭児童相談室の相談活動、教育支援センター（ふれあいる一む21）による学校復帰をめざした指導にあわせ、各中学校にはスクールカウンセラーを配置し、気軽に相談できる体制づくりを進めています。また、教員を対象とした精神科医師等の専門家の派遣を行っています。

いじめや不登校などの悩みを抱える子どもやその保護者に対する相談・指導体制のさらなる充実を図ります。

◇主要事業◇

- 相談体制の充実
- 教育支援センターの充実
- スクールカウンセラーの活用の充実

経済的支援の充実

全国的な調査において、出生率低下の大きな原因として、子育て費用の負担が大きいからという理由がよくあげられており、子育て家庭の経済的負担の軽減が求められています。

本市では、子育てに対する経済的な支援策として、児童手当、乳幼児医療費の助成、幼稚園の就園補助などを行っていますが、子どもと家庭の状況に応じて、児童手当など子育て家庭への経済的支援に努めます。

◇主要事業◇

- 児童手当等の支給
- 乳幼児医療費の助成
- 幼稚園就園の補助
- 通学費等の補助
- 要保護及び準要保護児童・生徒の援助
- 教育資金の利子補給

第2章

母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進

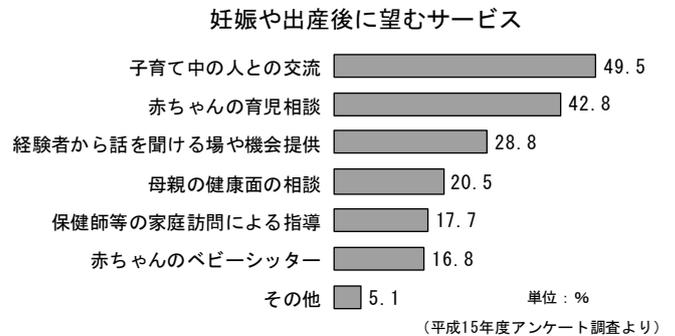


子どもや母親の健康の確保

1. 妊娠中の健康の確保

アンケート調査結果では、妊娠中や出産後のサポートとして望むサービスとして、「子育て中の人との交流」や「赤ちゃんの育児相談」などが上位にあげられています。本市では、母子健康手帳交付時に子育て支援に関する情報を提供するとともに、妊婦一般健康診査、乳児一般健康診査として医療機関において無料で健診を実施しています。また、母親学級やパパママクラス、育児相談などを開催しています。

今後も、安心して妊娠・出産の時期を過ごすことができるよう、母子保健対策の充実を図ります。また、妊婦同士の交流を深め、出産・育児の知識の普及に努めます。



◇主要事業◇

- 情報・学習機会の提供
- 学級等の充実
- 相談と訪問指導の充実

2. 乳幼児の健康診査の充実

乳幼児の健康診査は、乳児及び1歳6か月児、3歳児を対象に行い、また、2歳児を対象とした歯科健診を実施しています。

疾病や障がいの早期発見、早期対応に努めると同時に、母親への育児支援の場として、健康診査や健康診査実施後のフォロー体制の充実に努めます。

◇主要事業◇

- 健康診査の充実
- 健診後のフォロー体制の充実

3 . 訪問指導の充実

新生児訪問指導は、*新生児連絡票や電話等で相談があると、地区担当保健師等が訪問し、育児不安等の軽減に努めています。

この事業は、出産後最初に関わるサービスであり、育児に不安や心配を抱える母親に継続して関わるができるなど、母親の育児支援として重要な役割を果たしています。

しかし、新生児連絡票は充分活用されているとは言えません。今後は、新生児訪問事業の周知に努めるとともに、育児支援が必要な母親に対しては、状況に応じ保健師が医療機関等との連携を図りながら、継続して訪問指導に努めます。

◇主要事業◇

●新生児訪問事業の周知徹底

●訪問後のフォロー体制の充実

* 新生児連絡票

母子健康手帳別冊1に綴られているハガキで、出生時の状況や心配事の有無を記し、概ね7日以内に居住地の市町村に送付するもの。

4 . 育児相談等の充実

新生児期から乳児期においては、子どもの発達がめざましく、個人差がでてくる時期ですが、育児について身近に相談できる人が少ない現状にあります。

本市における4か月育児相談は、個別相談を重視し、家族環境・生育歴などの状況を把握する一方、10か月育児相談においては、歯科衛生士や栄養士等による集団指導と個別相談などを実施していますが、育児不安を持つ親や経過観察が必要となる子どもが増加しています。

こうしたなか、子育てに関する不安や悩みを抱えている親や、乳幼児健診によりフォローが必要な子に対し、ことばの相談室、簡易マザーズホーム等と連携を図り、子育て支援に努めます。

◇主要事業◇

●育児相談の周知徹底

●育児相談の充実

●相談後の継続支援

●乳幼児健全発達支援会議の開催と情報の共有化

食育の推進

1. 食育の啓発

欠食、偏食、孤食など、食生活の乱れはキレる子どもやアレルギー性疾患の増加、生活習慣病の低年齢化などと深い関係があるとされ、子どもの心と身体の健康問題に関して、*食育への期待が高くなっています。

本市では、母親学級や育児相談、乳幼児健診の際に、保健師や栄養士等による講座の開催や栄養指導、調理実習などを行う一方、保育園・幼稚園では好ましい食習慣がつけられるよう、食育の啓発に努めていますが、さらに関係機関との連携を図る必要があります。

今後は、それぞれの発達段階にふさわしい食育の啓発をするとともに、保育園、幼稚園にふさわしい食育の啓発に努めます。

◇主要事業◇

- 妊娠期における食育の啓発
- 乳幼児期における食育の啓発
- 保育園、幼稚園における食育の啓発

*食育

食べることの意味を理解し、一人ひとりが自立的に食生活を営む力を育てること。また、それを実現しやすい食環境づくり、支援の推進をするネットワークづくり。

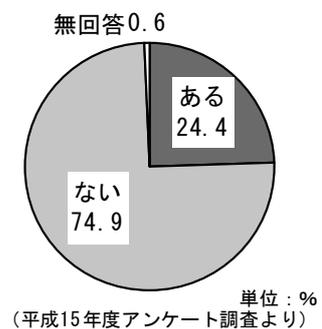
2. 学校等における食育の推進

小・中学校における食に関する学習は、給食の時間や学級活動、家庭科の時間等、学校教育全体のなかで自らが健康管理を行えるような指導に努めています。しかし、一方では、食材の本来の姿を知らない子どもたちが増えており、実際に農作物を育てたり、調理する過程をみたりする体験が大切となっています。

小学生のアンケート調査結果では、子どもだけで食事をとることが「ある」とした人は4人に1人となっています。

学校における食育の学習を推進する一方、地域と連携した食の学習機会の提供など、地域全体で食育に取り組みます。

子どもだけで食事をとること



◇主要事業◇

- 学校における食育の推進
- 食に関する学習機会の確保

思春期保健対策の充実

1. 学校保健の充実

子どもを取り巻く環境が大きく変化するなかで、10歳代の人工妊娠中絶や性感染症罹患率の増加、薬物乱用など思春期の男女の健康がむしばまれていることが指摘されています。

児童・生徒の心身の発達における健全で安全な生活を送るための基礎を培うため、喫煙や飲酒、薬物乱用の防止や性に対する認識を深めることに努めます。また、学校教育活動のなかで子どもたちの心身の健康増進を図るべく、健康推進教員の配置を進め、健康教育の充実を図っています。

◇主要事業◇

- 健康に関する啓発・学習の推進
- 子どもの健康づくりの推進
- 家庭や地域等との連携

2. 心の問題への対応

近年の社会環境の変化に伴い、いじめや不登校、ひきこもり、少年事件の多発など、思春期における心の健康に関わる問題が生じています。

このため、各学校や教育支援センターにおいては、心の問題に気軽に相談できる体制づくりを進めています。さらに、各学校における精神保健充実のため、精神科医師等の専門家を講師として派遣し、問題を抱える児童生徒に対する教師の対応や諸問題の解決の方策などの助言を行っています。また、保健福祉館においては、広く市民を対象とした精神科医師によるこころの健康相談を実施しています。

今後は、心のケアに関する相談事業を充実するとともに、家庭との連携や、教員・保護者を対象とした精神科医師等の専門家の派遣による支援事業を推進します。

◇主要事業◇

- 心のケアに関する相談・支援
- 家庭等との連携
- 思春期の児童・生徒の悩みに対する支援事業の推進

小児医療の充実

小児医療では、単に疾患の診断や治療だけでなく、子どもの発育・発達についての相談、予防接種による感染症の予防など、幅広い対応が求められています。

また、小児救急医療については、24時間・365日の対応が求められていることから、従来の休日夜間急病診療所を印旛市郡医師会及び成田赤十字病院との連携のもと、平成14年度より夜間(午後7時から11時)開設するとともに、平成16年度には、内科、小児科と合わせ、休日における外科、歯科の診療を含めるなど新体制を開始させました。

今後は、かかりつけ医、かかりつけ歯科医制度の普及を図るとともに、乳幼児を感染症の疾病から守るための予防接種や専門医師による乳幼児発達健康診査等、地域の医療機関との協力・連携に努め、小児医療の充実を図ります。

また、子どもがいつでも安心して診療が受けられるよう地域の医療機関が、診療していない夜間等に一次救急患者の医療体制として、印旛市郡医師会や印旛郡市歯科医師会成田地区、印旛郡市薬剤師会等の協力、連携により小児救急医療体制の充実を図ります。

◇主要事業◇

- 小児医療体制の周知
- 予防接種の周知と促進
- 乳幼児発達健康診査の開催
- 急病診療所事業の充実

第3章

子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備



次代の親の育成

1. 子育てに関する意識啓発

中学生や高校生等これから親になっていく世代が赤ちゃんを抱いたり、幼い子どもの面倒をみる機会が少なくなっているなかで、親になって子育てにとまどうことがないよう、子どもとふれあう機会をつくる必要があります。

このため、市広報等を活用し、子育てを広く社会全体で支援する意識の啓発に努めるとともに、若い世代が子育てに関わりをもつことができるよう、活動を支援します。

◇主要事業◇

●子育てへの意識啓発

●若い世代の意識づくり

2. 乳幼児とのふれあい

子どもが乳幼児とふれあったりすることは、いのちの大切さや母性や父性への理解を高めるとともに、将来結婚し、子育てに関わった時の貴重な予備体験とし、育児不安や虐待の予防にもつながります。

このため、地域子育て支援センターや「子ども館」における赤ちゃんとのふれあい事業の他、小中学校の体験学習を通して保育園や幼稚園の園児との交流を推進します。

◇主要事業◇

●ふれあい交流事業の推進

幼児教育の充実

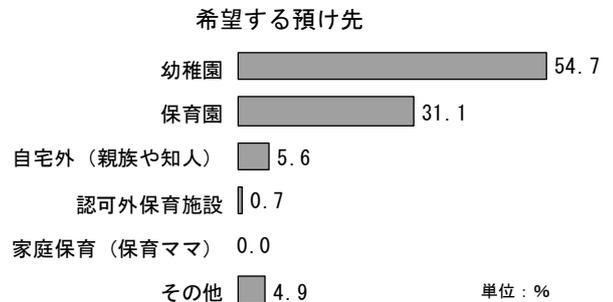
1. 幼稚園教育の充実

市内には9つの幼稚園があり、いずれも私立幼稚園となっています。

就学前のアンケート調査結果では、今後働こうと思っている保護者の希望する預け先として、「幼稚園」を半数以上の人があげ、就学前教育への高まりをみることができます。

また、預かり保育など利用者のニーズに応えた事業内容の充実や地域に開かれた幼稚園づくりを働きかけていく必要があります。

私立幼稚園と連携した幼稚園情報の提供に努めるとともに、多様化する利用者のニーズに応え、子育て支援事業の充実を働きかけます。



(平成15年度アンケート調査より)

◇主要事業◇

- 幼稚園情報の提供
- 私立幼稚園への支援
- 保育、子育て支援機能の充実

2. 幼稚園、保育園、小学校の連携

保護者のニーズ変化により、幼稚園と保育園の機能は近づきつつあり、相互の連携を深めながら、望ましい環境整備を進める必要があります。

また、小学校との連携については、卒園した子ども達がスムーズに小学校生活になじめるよう、交流を一層充実していく必要があります。

このため、地域的な環境や実情にあわせ、幼稚園、保育園、小学校との連携が深まるよう連絡、調整を図りながら交流を推進します。

◇主要事業◇

- 幼稚園、保育園、小学校の連携

子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境の整備

1. 少人数教育の推進

子どもたちは将来さまざまな課題に直面したときに、自分で考えて判断、選択、決定していくための力を養うことが重要となっています。このようななか、学校教育においては確かな学力を育成し、豊かな心を育むことにより生きる力を育成することが大きな課題となっています。

子ども一人ひとりの個性に応じて、その能力を最大限に伸ばすためのきめ細やかな指導を充実するため、少人数による指導方法の工夫改善を図ります。また、教職員が個に応じた指導の充実や学力向上を目指すための研修の充実を図ります。

◇主要事業◇

●個性を生かす教育推進事業

●教職員研修の充実

2. 特色ある学校教育の推進

学校教育に対するニーズがますます複雑・多様化しているなかで、子どもたちの生きる力の育成に向け、特色ある教育活動を進める必要があります。

本市では、市内各学校で特色ある学校づくり事業「ドリームスクール・ジャンプ21」に取り組み、専門家や地域の人たちが子どもたちの学習活動に関わり、さまざまな体験的な活動や学習を行っています。とりわけ、総合的な学習の時間では、各学校が地域の特性に応じた学習活動を展開しています。また、地域に開かれた学校づくりを推進するため、各学校に学校評議員を設置するなどの事業を進めています。

今後は、家庭・学校・地域の連携を強め、地域における人材や環境などの教育力を積極的に活用し、体験を重視した地域に根ざした特色ある学校づくりを推進します。

◇主要事業◇

●地域に開かれた学校づくり

●体験を重視した教育の推進

●学校スポーツの振興

家庭や地域の教育力の向上

1. 家庭教育の充実

家庭教育は、すべての教育の出発点であり、人としての信頼感や自立心、社会生活に必要な基本的な生活習慣を身につけるなど、人間形成の基礎を培う上で重要な役割を担っています。

本市では、「家庭教育手帳」や「ミニコミ家庭教育」を配布したり、幼稚園・小中学校での家庭教育学級、さらには入学説明会など多くの保護者が集まる機会を利用しての「子育て学習講座」や「思春期子育て講座」を学校で実施するなど家庭教育の充実に努めています。

家庭教育の重要性を踏まえ、家庭における教育機能を充実するとともに、家庭教育に関する相談体制の充実を図ります。

◇主要事業◇

- 家庭教育に関する学習機会の充実
- 連携による家庭教育の推進
- 教育相談の充実

2. 地域教育力の向上

子どもたちが成長する過程では、人間関係の楽しさを知り、感性を豊かに育てる生活体験、自然や仲間とのふれあいなど、体験の場が必要となっています。

体験事業については、学校教育のなかでも総合的な学習の時間を利用してさまざまに行われています。学校が週5日制になったこともあり、地域においてもさまざまな体験機会の提供や地域スポーツの振興、文化・芸術活動の推進を図っていく必要があります。

子どもたちが心身ともに調和のとれた人間として成長し、他人を思いやる心や豊かな心を育てていくため、地域における教育力の向上を図ります。

◇主要事業◇

- 体験機会の提供
- 子ども会活動の促進（再掲）
- 地域スポーツの振興
- 教育と地域の関わりの連携

第4章

子育てを支援する生活環境の整備



良好な居住環境の整備

1. 良好な住宅の確保

子育て世帯がゆとりをもって生活できるようにするためには、日常生活の最も基本的な場となる住まいが良質であることが必要です。

公営住宅を含め、良質な住宅の供給に努めるとともに、そうした住宅情報について子育て世帯に提供していくことが求められます。

子育て世帯がゆとりある住生活を実現できるよう、良質な住宅の供給の促進に努めます。

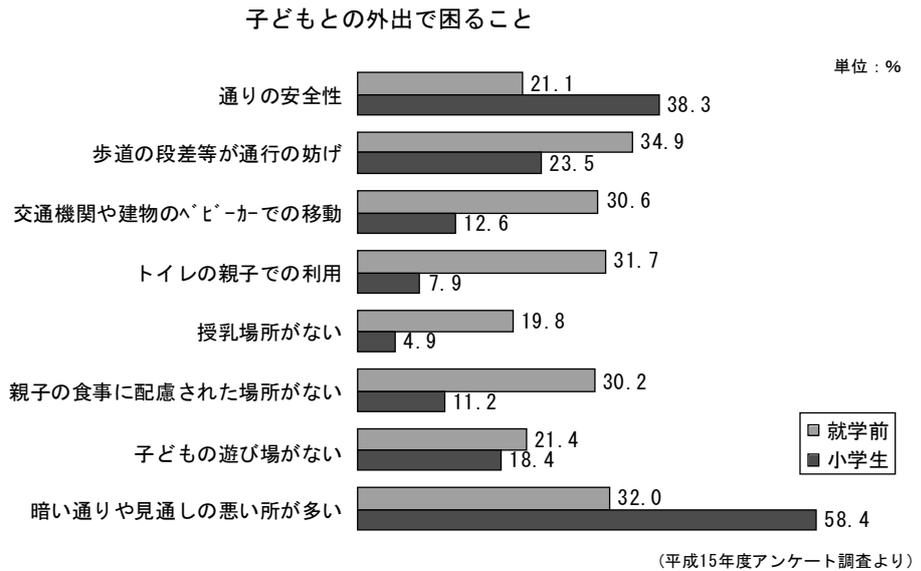
◇主要事業◇

- 良質な住宅の供給

2. 快適な居住環境の整備

就学前アンケート調査結果では、子どもとの外出で困ることは、「歩道の段差等が通行の妨げ」になることを1位にあげており、加えて「トイレの親子での利用」や「交通機関や建物でのベビーカーでの移動」、「親子の食事に配慮された場所がない」などをあげています。

子ども連れでも安心して移動でき、また、安全に歩くことのできる道路整備を推進するとともに、子どもの遊び場の整備や公共施設等の改善をはじめとしたユニバーサルなまちづくりを推進します。



◇主要事業◇

- 安全な道路環境の整備
- 安全な歩行者空間の確保
- ユニバーサルなまちづくりの推進
- 公共施設等の改善

安全・安心な地域社会の推進

アンケート調査結果では、子どもとの外出で困っていることとして、「暗い通りや見通しの悪い所が多い」を小学生では1位に、就学前では2位にそれぞれあげています。

子どもはもちろん、市民が危険や不安を感じることがない地域社会にするため、必要な場所への交通安全施設や防犯灯等の整備を図ります。

◇主要事業◇

- 通学路等の安全確保
- 防犯灯・街路灯の整備と維持管理
- 防犯パトロール活動の推進

第5章

職業生活と家庭生活との両立の推進



男性を含めた働き方の見直し

子育て期間中の短時間勤務や子どもが生まれたら父親が休暇を取得するなど、男性を含めた働き方の見直しを推進し、男女がともに子育てに参加できる企業風土や職場環境を整備していく必要があります。

このため、経営者等の意識向上を図り、関係法令等の定着や環境整備を促進します。

◇主要事業◇

- 子育てしやすい職場環境づくりの促進
- 企業内託児施設の設置促進
- 女性の再就職支援

仕事と子育ての両立の推進

家庭は男女が協力して築くものであり、育児や家事についても共に担いながら行うことが大切ですが、現実には核家族化や地域の人間関係の希薄化も加わり、家庭内の女性の負担が大きくなっています。

また、結婚・出産後も希望する女性が仕事を続け、出産・子育て後も職場への復帰ができるよう、関係機関や企業等の連携・協力のもと、取組を進めていく必要があります。

男女がともに子育てに参加し、喜びと責任を分かちあえるよう、仕事と家庭生活とのバランスある生き方への意識改革を促進します。

◇主要事業◇

- 意識啓発の推進
- 育児休業制度等の普及啓発
- 男性が参加する子育ての促進
- 育児休業制度等の利用促進

第6章

子どもの安全の確保



子どもの交通安全の確保

本市の交通事故発生件数は、年々増える傾向にあり、子どもを交通事故から守る啓発・指導の充実が求められます。こうしたなか、保育園、幼稚園、小学校では、関係機関・団体と連携した交通安全教室や登下校（園）時における交通安全指導等を行っています。また、小中学校では学級活動のなかで交通安全教育も実施されています。

今後は、地域の実情にあった交通安全教室の充実を図るとともに、チャイルドシートの普及など地域と市民が一体となった交通安全対策を推進します。

子どもの交通事故の状況

	平成11年	12	13	14	15年度
発生件数	710件	908	903	961	951
うち子どもの事故件数	50件	50	75	83	98

(資料) 交通防犯課

◇主要事業◇

●交通安全教室の推進

●関係機関の連携

子どもを犯罪から守る環境及び活動の推進

近年、子どもが犯罪の被害者となることが多くなっています。

本市では学校で安全指導を行うとともに、地域住民へ「子ども 110 番の家」プレートの設置を依頼し、地域連携で犯罪防止の推進を図ります。さらに、防犯ブザーを小学校の全児童と中学校の女子生徒の希望者に配布し、安全の確保に努めています。

今後も、学校の安全指導の充実を図るとともに、学校の先生やPTA、市民などによる自主防犯巡回パトロールなど、地域や関係団体等との連携のもと、地域ぐるみの防犯活動の推進を図ります。

◇主要事業◇

- 学校の安全指導等の充実
- 地域ぐるみの防犯活動の推進
- 犯罪防止ネットワークづくりの推進

子どもを取り巻く有害環境対策の推進

次代を担う青少年が心身ともに健やかに成長することができるよう、有害環境浄化活動の推進が必要となっています。本市においては、県の協力要請に基づいて有害環境の実態調査を行い、県の青少年健全育成条例に基づき、事業主への是正指導など、地域ぐるみの健全育成活動に取り組んでいます。

一方、雑誌やテレビ等のメディアで流される性や暴力等の有害情報は、子どもに対する悪影響が懸念されることから、関係機関や地域住民と連携・協力して、関係業界への働きかけを強めていく必要があります。

今後も、地域や警察など関係機関と協力しながら、青少年に有害な環境の浄化活動を推進するとともに、地域ぐるみの非行防止活動を推進します。

◇主要事業◇

- 実態把握と是正指導
- 地域ぐるみの非行防止活動の推進

第 7 章

要支援児童への対応などきめ細やかな取組の推進



児童虐待防止対策の充実

児童虐待は家庭内で行われることが多いため顕在化しにくく、また、加害者が保護者である場合が多く、対応がむずかしいといった面が指摘されています。

本市では平成 12 年度より「子ども 110 番」を児童家庭課内に設置し、電話での相談、支援を開始しました。また、子ども虐待防止パンフレット・ポスターの作成や家庭児童相談員を増員するなどの対策を講じています。

特に児童虐待に対しては、迅速かつ適切な対応が求められ、母子保健事業や保育園、幼稚園、学校等、子育てに関わる事業や関係機関で虐待防止の視点をもって業務にあたる必要があるとともに、連携が求められています。

児童虐待防止に向けた意識の啓発や相談活動に努めるとともに、予防、早期発見、早期対応を図る体制を確立します。また、平成 16 年度の児童虐待防止法並びに児童福祉法改正を受け、児童虐待に関する相談窓口については、これまで以上に市としての役割を果たせるよう、その体制を図ります。

◇主要事業◇

- 児童虐待に関する啓発・相談活動の推進
- 相談体制の充実
- 児童虐待防止ネットワークの充実

ひとり親家庭の自立支援

近年は、ひとり親家庭が増加し、特に母子世帯の増加は著しいものとなっています。母子家庭の場合には低所得、無就労が多く、また、経済的に恵まれないケースが多く、父子家庭の場合には、家事や子育ての問題が生じています。

ひとり親家庭の自立を促進するため、相談体制の充実を図るとともに、日常生活を安定して送ることができるよう、生活及び経済的支援や就労支援に努めます。

◇主要事業◇

- 相談体制の充実
- 生活支援の充実
- 就労の支援
- 経済的支援の充実

障がい児施策の充実

障がいのある子どもをもつ家庭は、日常生活のなかでさまざまな問題に直面しています。また、子育ての不安や悩みをより感じています。

こうしたなか、保健・医療・福祉の関係機関が連携し、障がいを早期に発見し、早期に適切な療育が受けられるよう乳幼児発達健康審査や、こころの発達相談による早期発見に取り組んでいます。また、療育の場であることばの相談室、簡易マザーズホームなどの充実を積極的に図っています。

今後は、障がいのある子どもについては、暮らしやすい生活を支援し、身近な地域で安心して生活ができるよう、療育体制の充実や保育園、幼稚園における受入れ体制の充実及び学校における特別支援教育の充実に努めます。

また、ADHD（注意欠陥多動性障がい）やLD（学習障がい）などの発達障がいのある子どもたちへの相談・指導をよりいっそう充実していきます。

さらに、乳幼児期から青年期に至るまで、保健・医療・福祉・教育等が連携し、一貫した支援体制づくりに努めます。

◇主要事業◇

- 早期療育体制の充実
- 障がい児通園事業の充実
- 保育園、幼稚園における障がい児の受入れ体制の充実
- 小中学校における適正な就学指導
- 特別支援教育の充実
- 在宅福祉サービスの充実
- 経済的支援の充実

**成田市次世代育成支援行動計画
概要版**

発 行 成田市

編 集 保健福祉部 児童家庭課

〒286-8585

千葉県成田市花崎町760番地

電 話 0476-22-1111

発行年月 平成17年3月

登録番号 成児04-064

